主 文

- 申請人aが被申請人に対し、労働契約上の権利を有することを仮に定める。 被申請人は、申請人aに対し、昭和四一年三月一日以降毎月二五日限り、一ケ 月金二〇、五〇五円の割合による金員を仮に支払え。
- 申請人bの申請をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、申請人aと被申請人との間においては全部被申請人の負担とし、申請人bと被申請人との間においては、被申請人について生じた費用を二分し、そ の一を申請人りの負担とし、その余の費用は各自の負担とする。

実

第一、当事者の求める裁判 -、申請人らの求める裁判

申請人らが被申請人に対し、労働契約上の権利を有することを仮に定める。被申請人は、昭和四一年三月一日以降毎月二五日限り、申請人りに対し一ケ月 二五、五五四円、同aに対し一ケ月金二〇、五〇五円の各割合による金員をそれ ぞれ仮に支払え。

との裁判。

二、被申請人の求める裁判

申請人らの本件各申請を却下する、との裁判。

第二、当事者の主張

一、申請の理由

当事者及び解雇

被申請人(以下単に「会社」ともいう。)は、牛乳製造販売業を営む株式会社で あり、申請人bは、昭和三四年一〇月一日会社に入社し、同aは、昭和三七年四月 一日会社に入社し、以来、いずれも同社戸田橋工場製造課職員として勤務してきた ものであるところ、会社は、昭和四一年二月二八日申請人らをいずれも懲戒解雇し た。

解雇無効

しかしながら、申請人ら両名に対する本件解雇は、次の理由により、無効であ る。

不当労働行為

申請人bは、昭和三七年五月から明治乳業労働組合戸田橋支部(以下単に「支 部」という。)の支部長、同aは、同年九月支部教宣部次長、昭和三八年一一月か らは支部書記長として、引続き支部の中心となつて活発な組合活動を行つてきた。

会社は、このような申請人両名の指導による支部の先進的活動が組合全体の運動を強めることを恐れ、両名の影響力を断ち切るために両名を企業外に排除すること を狙つて、本件解雇をなしたものである。従つて本件解雇は憲法二八条、労働組合 法七条一号、三号に違反して無効である。

就業規則違反

会社の就業規則には懲戒解雇事由を定めているが、本件懲戒解雇は右の事由なく してなされたものであるから無効である。

賃金

本件解雇当時賃金として、毎月二五日限り、申請人bは一ケ月金二五、五五四円、同aは一ケ月金二〇、五〇五円の支払を受けていたが、会社は右解雇を理由 に、昭和四一年三月一日以降の賃金を支払わない。

保全の必要性

申請人らは会社から受ける賃金を唯一の生活の資とする労働者であつて、本件解 雇によつてその収入の途を奪われたのであるから、本案判決の確定をまつていて は、回復できない損害を蒙るので、とりあえず本申請に及んだ。 二、申請の理由に対する被申請人の答弁

認否

申請の理由1の事実を認める。

同2、(一)の事実中、かつて申請人bが支部長、同aが支部書記長の地位にあ つたことを認め、会社が申請人らをその組合活動の故に解雇したことを否認し、そ の余の事実は不知、法律上の主張を争う。

同2、(二)の事実を認め、法律上の主張を争う。

同3の事実を認める。

同4の主張を争う。

2 懲戒解雇理由

会社は、申請人らに次に述べるような違法行為があるので、A事実を直接の理由とし、なおB事実をも情状として考慮したうえ、申請人らを懲戒解雇したものである。

(一) 申請人b関係

(A事実)

(1) 申請人 b は

- (イ)① 昭和四一年一月二九日午前一〇時二〇分頃申請人 a と共に戸田橋工場製造課長 c に対し同工場工場長室前に於て同日午前一時二〇分頃発生した同工場壜詰係 d の負傷事故に関し、「課長、人殺しのようなことをしてどうしたのだ」等と抗議し、c が事故の事情を説明しようとしたところ、「このようなことでは話はできない。」としてこれを拒否し退出した後
- ② 更に同一〇時三五分頃同工場壜詰室に於て、壜詰主任 e に対し、既に前記事故に関し抗議していた申請人 a 外数名に加わり、抗議を繰り返すとともに同一〇時五〇分頃、「この野郎は機械が動いているうちは驚かない。馬鹿らしいからやめた。皆、早退届で帰ろう。」等と発言しながら一時退席し
- ③ 同一一時二五分頃、再び壜詰室に戻つて、c等に対する申請人a外二〇数名の抗議に加わり、c等が再三にわたり、事情を説明するとともに「冷静になつて話をしよう。ルートを通して話をするから必要者以外は就業しなさい。」等と解散を命じ、詳細説明のための会議を求めたのに対し、これを拒否して、同一二時頃「このような工場で作業はできない。午後全員早退しよう。」と発言して退場しまっな工場で作業はできない。午後全員早退しよう。」と発言して退場して「皆様ちよつと連絡します。昨日夜勤でd君が感電するという事故があったん」にて「皆様ちよつと連絡します。昨日夜勤でd君が感電するという事故があったん」
- ④ 同一二時五分頃、同工場食堂に於て、従業員二〇〇名位が食事中、携帯マイクにて「皆様ちよつと連絡します。昨日夜勤でd君が感電するという事故があつたんだ。……このような職場では我々は安心して働けないから皆で早退しよう。早退届は代議員が一括して各職場の主任に出すようにするから、全員出してくれ。」等と指示し、全員早退名下に職場放棄をするように煽動し同日午後一時以降、申請人aと共に自ら職場放棄をしたほか、従業員一七九名に職場放棄をさせた。
- (ロ) 右職場放棄の結果、同日午後一時以降、同工場の作業は製造第一係長 f 等約九〇名によつて曲りなりにも行なわれた受乳、五合、パイゲン、冷凍機、ボイラー、電気、用水、事務、酪農等のほかは、全く停止した。その間申請人 b は同 a 等と共に無許可にて、職場放棄者を指揮して、食堂等三ケ所に集合せしめ気勢をあげさせた。

尚、とりまとめられた早退届は午後一時一〇分頃以降洗壜係g等一〇数名によつて右f等に持参されたが、受理を拒否された。

- (ハ) 以上の如く、申請人 b は同 a と共に他の同工場従業員一七九名を指示煽動して、同日午後一時以降、その職場を放棄させるとともに無許可にて食堂等に集合させて気勢をあげさせ、同工場の秩序をみだしたほか、作業を妨害し、以つて会社に損害を与えたものである。
- (2) 申請人 b は昭和四一年一月二六日午後九時二〇分頃、当日の夜勤々務者でないのに、右工場市乳壜詰室Aセツト・フレードマシン脇において作業中の主任 h に対し、同月二五日夜半の同工場内の組合事務所使用の件につき「いかなる権限において注意したか。」等と詰寄り抗議し、夜勤責任者 i が、h の作業があるので抗議を打切り退場するよう指示したのにもかかわらず、「皆がいるとこわいのか。」と言い、囲りの者に「皆を呼んで来い。」とスキーに行くために待機していた同工場の従業員約一〇名を作業場に呼び入れて同日午後九時五〇分頃までの間、抗議を続行して h 等の作業を妨害したものである。
- (3) 申請人bの右(1)の行為は、従業員就業規則五九条一号、二号、六号、一七号、九条四号、一四条に、(2)の行為は、五九条一号、六号、一六号、一七号、七条にそれぞれ該当する。

(B事実)

申請人bは過去において次のような従業員就業規則違反を犯している。

(1) 業務放棄

昭和三九年三月二一日午前八時四〇分頃、配送控室において作業時間中にもかかわらず私用の原稿作成に従事し上司のeより私用を中止し直ちに作業に従事するように注意指示されたが、これに従わず約二〇分位、右原稿を作成して業務を放棄した。

(2) 職場離脱

同年五月二一日午前一〇時頃、作業時間中職場の配送控室を離れ東京牛乳運輸株式会社運転手控室にて、同社運転手を相手に将棋に興じており、上司の中止命令に 対しても直ぐに応ぜず約一五分位職場を離脱した。

業務放棄

同年六月二三日午前一〇時頃、配送控室において、作業時間中にもかかわらず私 用の「ガリ版」原稿を作成して業務を放棄した。

業務放棄 (4)

同年七月五日午前二時頃、殺菌控室内において、作業時間中にもかかわらず同僚 ニ名とトランプ遊戯をして約一○分業務を放棄した。

無断勤務割変更

同年七月二〇日勤務割に基づいて公休日と指定されているのにかかわらず出勤し たので、所定の勤務変更願を提出するよう命じたがこれに従わなかつた。

(6) 職場離脱

同年一一月一八日午後一時五〇分頃、作業時間中にもかかわらず職場の配送控室 東京牛乳運輸株式会社運転手の控室において同社運転手を相手に将棋に興 を離れ、 じておりこれを発見した上司に中止するよう指示されてもなかなか止めなかつた。

職場離脱 (7)

同年一二月二七日午前一〇時五〇分頃、作業時間中にもかかわらず職場の配送控 室を離れ、東京牛乳運輸株式会社運転手控室において同社運転手を相手に将棋に興 じていた。

(8) 無断勤務割変更

昭和四〇年三月三一日午前八時二〇分頃、勤務割で公休日と指定されているのに かかわらず遅刻届を出しただけで、所定の変更手続によらず会社に勤務割の変更を 認めさせようとした。

申請人a関係 (\square)

(A事実)

申請人aは (1)

(イ)① 昭和四一年一月二九日午前一時二〇分頃発生した戸田橋工場壜詰係dの 負傷事故に関し、その経緯、病状等からして、右事故が生死にかかわるものでない ことを知りながら、同日午前一〇時二〇分頃申請人bとともに戸田橋工場製造課長 cに対し、同工場工場長室前においてこもごも「課長、人殺しのようなことをして どうしたのだ。」、「感電事故をして二時間も放つたらかしておいてどうしてくれ る。」等と抗議し、cが事故の事情を説明しようとしたところ、これを拒否して退 出した後

② 同一〇時二五分頃より同工場壜詰室に於て、壜詰主任 e に対し「事故がおきて 病院に行くまで時間が長すぎたというではないか。その責任をどうする。」等と抗議し、途中からこれに加わつた申請人 b が同一〇時五〇分頃「この野郎は機械が動 いているうちは驚かない。馬鹿らしいからやめた。皆、早退届で帰ろう。」等と発言しながら一時退席したのち引続き e が「このようなことをここで仕事中集まつて 話しても話のつくことはないのでルールを通して話し合うようにしよう。私の方からも手配してもよいから。」といつて自らの作業につこうとしたにもかかわらず、申請人に追随して抗議に加わつていた一〇数名に対し「このように集団で抗議しな いと驚かないから出すな。」となお集団的抗議行動を継続するよう指示煽動して、 eの行動を阻止することにより、その作業を妨害させ

③ 更に同時刻頃同壜詰室に出向いた c 等に対し、他の二〇数名と共に「人殺しの 責任はどうしてくれる。」、「お前のような馬鹿がいるからわれわれは安心して作 業ができない。」等と口々に抗議し、同一二時頃申請人りが「このような工場で作 業はできない。午後全員早退しよう。」と発言したのに同調し、抗議を中止して退 場し

④ 同一二時五分頃同工場食堂に於て、申請人 b が全員早退名下に職場放棄をするよう煽動したのち行なわれた同工場守衛所前における集会において同一二時二〇分過頃参集した支部組合員約二〇〇名に対し「昨夜 d 君が感電し重態となり入院して いる。i主任はd君が倒れているのをそのまま放置し、機械を直し回せと指示し、 人命無視、生産第一主義の態度をとつた。」等と誇大又は虚偽の風説を発言して全 員の職場放棄を煽動し、同日午後一時以降、申請人bと共に自ら職場放棄をしたほ か従業員一七九名に職場放棄をさせた。

右職場放棄の結果、同日午後一時以降、同工場の作業は製造第一係長f等 (**口**)

約九〇名によつて曲りなりにも行なわれた受乳、五合、パイゲン、冷凍機、ボイラー、電気、用水、事務、酪農等のほかは全く停止した。その間申請人aは同b等と共に無許可にて職場放棄者を指揮して食堂等三ケ所に集合させて気勢をあげさせた。

(ハ) 以上の如く申請人 a は他の同工場従業員一〇数名を指揮して同日午前一〇時五〇分頃、同工場壜詰室において壜詰主任 e の作業を妨害し、更に申請人 b と共に他の同工場従業員一七九名を煽動して同日午後一時以降その職場を放棄させ、又自らも職場を放棄し、更に無許可にて食堂等に集合させて気勢をあげさせ、同工場の秩序をみだしたほか、作業を妨害し、以つて会社に損害を与えたものである。

の秩序をみだしたほか、作業を妨害し、以つて会社に損害を与えたものである。 (2) 申請人aの右行為は従業員就業規則五九条一号、二号、六号、一六号、一 七号、九条四号、一四条に該当する。

(B事実)

申請人aは過去において次のような従業員就業規則違反を犯している。

(1) 業務指示不服従

昭和三九年六月二六日午前八時頃洗壜職場において、洗壜班長jの汚壜整理の指示に対し、これに従わないで抗議し、係長fの班長の指示に従うべき旨の注意により、同八時五〇分頃ようやく作業に従事した。

(2) 無届勤務割変更

同年七月一四日午前一〇時、洗壜主任kに対し、同月一六日の出勤日を同月二〇日の公休日に変更したい旨申出たが、同主任より所定の変更願を提出するよう指示されたのに対し、これに従わなかつた。

(3) 無届勤務割変更

同年八月二〇日頃、洗壜主任kに対し、同月二四日の公休日を二二日に変更したい旨申出たが、同主任より所定の変更願を提出するよう指示されたが、これに従わなかつた。

(4) 無届勤務割変更

同年九月二六日午前八時頃、洗壜主任kに対し、同月二八日の公休を三〇日に変更したい旨申出たが、同主任より所定の変更願を提出するよう指示されたがこれに従わなかつた。

(5) 職場離脱

同年一〇月一六日午後一時二〇分頃から二時頃まで上司の許可もないのに洗壜職場を離脱した。

(6) 業務命令違反

同年一一月一六日洗壜職場においては同日午前一一時から一二時まで休憩し一二時より作業に従事するよう指示されていたのにもかかわらず正午より一時まで他の同僚従業員と共に、主任乃至係長に対して抗議を続け、業務に従事すべき旨の上司の指示命令に従わなかつた。

右事実についてはその後反省を示さなかつたので戒告処分をした。

(7) 無届勤務割変更

同年一二月二〇日洗壜主任 I に対し、同月二二日の公休日を二一日に変更したい旨申出たが、同主任より所定の変更願を提出するよう指示したところ、これに従わず、右二一日は無断欠勤し、かつ二二日は公休日なのにかかわらず出勤して、作業に従事させるべき旨主任、係長等に強要して午前八時五分頃から同九時三〇分まで職場を混乱させた。

(8) 業務妨害

昭和四〇年四月二六日は検壜係として作業していたが、午後三時五〇分頃、まだ作業時間中であるのにかかわらず突然作業を中止し、作業中の他の従業員に対し、「残業でない者は上れ。」と作業中止を呼びかけたが、他の従業員がそのまま作業を継続しているのをみて作業中のベルトコンベアのスイツチを切り機械を停止した。

場詰主任eが直ちに機械を作動させるよう指示したが、これにしたがわないので同主任自らスイツチを入れようとしたら肩をついて妨害を加えた。スイツチを切つた理由を追及すると自ら検壜係の任務を放棄しておきながら「検壜係がいないから切つた。」などと放言して同四時頃まで業務を妨害し、その後も全く反省の態度がみられなかつた。

(9) 製品窃取

同年六月九日午後二時一〇分頃、作業中、Bセツト洗壜機アンローダー上にて、製品のパイゲンを上司の許可なく盗飲した。

業務怠慢 (10)

同年八月二〇日午後一時二〇分頃、作業中であるのにかかわらずBセツト四号壜 詰機附近で私物の靴下を洗濯し、壜詰主任mの注意に対し「うるさいな」などと申 し向けて洗濯行為を止めなかつた。

無断公休変更

昭和四一年一月一一日、前日の一〇日の特別休日を同月一三日の公休に変更し ー三日は出勤日としたい旨壜詰主任 I に申出たが、同主任より所定の変更願を提出すべき旨指示したところ、「必要なし」と称してこれに応じないで、同月一三日出社し作業に従事しようとした。そこで前記主任より公休であるから作業場から退去すべき旨のこれになかなか退去しなかった。

三、懲戒解雇理由に対する申請人の答弁

申請人b関係

(A事実)

- (1), (イ) の事実中、①の申請人 b の発言内容及び c が事故の事情を説明し ようとしたところ申請人らがこれを拒否したこと、②の申請人らの発言内容、③の c 及び申請人 b の発言内容並びに c が再三にわたり事情を説明し、詳細説明のための会議を求めたのに対して申請人らがこれを拒否したこと、④の申請人 b が早退を 指示し、申請人aと共に自ら職場放棄をしたほか、従業員一七九名に職場放棄をさ せたことをいずれも否認し、その余の事実を認める。
- (1)、(ロ)の事実中、申請人らが無許可で職場放棄者を指揮して食堂等三ケ 所に集合せしめ気勢をあげさせたことを否認し、その余の事実を認める。 (1)、(ハ)の事実を否認する。

 - (2)の事実を否認する。
 - (3)の主張を争う。

(B事実)

いずれも否認する。

申請人a関係

(A事実)

- (1)、(イ)の事実中、①の申請人 a が事故の経緯、病状等からして、事故が生死にかかわるものでないことを知つていたこと、申請人らの発言内容、c が事故の事情を説明しようとしたところ申請人らがこれを拒否したこと、②の申請人 b 及び同 a の発言内容、e が「私の方からも手配してもよいから。」といつて自らの作業につこうとした。 業につこうとしたこと、③の申請人らの発言内容、④の事実を否認し、その余の事 実を認める。
- (ロ) の事実中、申請人らが無許可で職場放棄者を指揮して食堂等三ケ (1), 所に集合させて気勢をあげさせたことを否認し、その余の事実を認める。
 - (ハ) の事実を否認する。 (1),
 - (2)の主張を争う。

(B事実)

否認する。

第三、疎明関係(省略)

理 由

第一、認定事実

一、被申請人は、牛乳製造販売業を営む株式会社であり、申請人bは、昭和三四年 一〇月一日会社に入社し、同aは、昭和三七年四月一日会社に入社し、以来、いず れも同社戸田橋工場製造課職員として勤務してきたものであるところ、会社は、昭 和四一年二月二八日申請人らをいずれも懲戒解雇した。

右解雇当時賃金として、毎月二五日限り、申請人bは一ケ月金二五、五五四円、同aは一ケ月金二〇、五〇五円の支払を受けていたが、会社は右解雇を理由に、昭 和四一年三月一日以降の賃金を支払わない。

以上の事実は当事者間に争いがない。

、申請人らは、疎乙第一一号証の二、同第一六号証の二、三、同第一七号証の一 ないし三、同第一八ないし第四八号証は、最終口頭弁論期日として予定されていた 第一三回口頭弁論期日以降に提出されたものであるから、時機に遅れたものであつ て許されない旨主張するが、右各証拠はいずれも書証であるから即時に取調べるこ とが可能であり、且つ、本件は仮処分申請事件であつて、口頭弁論が開かれた場合 でもその立証は疎明の程度で足りるのであり、右書証の成立について必ずしも申請人らの認否を要するものではなく、又、当裁判所も、その反証の必要すら認めなかったのであるから、そのために訴訟が遅延することもない。従つて申請人らのこの点に関する主張は採用の限りでない。

1 申請人 b は、昭和三七年五月から支部の支部長、同 a は同年九月支部教宣部次長、昭和三八年一一月からは支部書記長として、引続き支部の中心となつて活発な組合活動を行つて来た。

2 会社が組合に組合事務所を無償貸与するについては、会社と組合本部との間に、その使用を原則として午前八時から午後六時まで使用することを認めることとし、組合が右時間を超えて組合事務所を使用しようとするときは、予め文書で会社に届出で、使用時間が午後一〇時から翌日午前八時までの間に亘る場合には、会社の許可を得なければならないとの合意がなされていた。

の許可を得なければならないとの合意がなされていた。 ところが、昭和四一年一月二六日午前零時一五分頃組合員が会社に届出もせずに 組合事務所を使用していたため、h製造主任(組合員である。)が組合事務所へ赴 き、届出てから使用すべき旨の注意をした。

これに対して支部では、従前から組合事務所の使用は本来自由なはずであり届出をしろというのはおかしい、どうしても出せというなら支部長名で一年分まとめて出しておけばいいだろうということで、会社側と工場協議会で交渉している段階にあつたことと、右hが組合員であるにも拘らず「ノツク」もしないで組合事務所に入つて来て注意したことから、申請人bが同人に対し「組合員なら組合の仕方をわかつてもいいだろう。」と言い、これに対してhが「管理職から権限を委譲されている。」と答えて言い合いとなつたが、結局、申請人bがhに「あなたじや話にならないから、工場長に聞いて出なおして来い。」と言つて物別れに終つた。

らないから、工場長に聞いて出なおして来い。」と言つて物別れに終つた。 申請人 b ら 組合員は、雑談の中で、「 h は普段は同じ組合員だといいながののない。」と言いるときに我々に命令口調でいうのはどういうわけか、このへんで一辺そのでで、のはどうに我ないか。」という話をし、同日午前九時半頃申請人にそれに対し、 h のとつた処置が不当であるとして抗議すると共に、もしてもいるのかどうか、誰に指示されたのからことをしてもいるのが、はは仕事があるからで、といるではでは、「 c 課長には仕事があるが「 c 課長に権いるので、それに従って注意した。」 旨答えたところ、申請人はに「一二月一においるので、それに従って注意した。」 旨答えたところ、申請人にはこれるので、それに従って注意した。」 旨答えたところ、申請人にはこれるので、それに従って注意した。」 おは午前九時五〇分頃紙に「一二月一日を文書に書けと執拗に迫り、結局、 h は午前九時五〇分頃紙に「一二月一日を文書に書けと執拗に迫り、結局、 h は年前九時五〇分頃紙に「一二月一日を文書に書けて記述し、騒ぎはようやくおさまつた。この間 h の仕事は中断されたが、結果的にはとりたてていう程の損害は発生しな

この間hの仕事は中断されたが、結果的にはとりたてていう程の損害は発生しなかつた。

3(一) 同月二九日午前一時二〇分頃戸田橋工場製造課のAセツトBラインで、組合員 dが瓶詰作業に従事中、機械が止まり、スイツチボツクスのスタートボタンを押したが機械が作動しなかつたので、中にある電磁開閉器のリセツトボタンを左手で押そうとして、右スイツチボツクスの蓋を右手で開けたところ、誤つて左手の薬指及び小指がボツクスの蓋の裏側のストツプ回路の被覆のされていない部分に触れたために感電し、大声をあげて倒れた。 d が立上つて右スイツチボツクスを指

しかしまだ寒いというので暖いコーヒー牛乳を飲むように勧めると共に、医者へ行くかと尋ねたが、dは答えなかつたので、それほど悪い状態ではないし、ショツクがおさまるまでそのまま暫くの間、安静にしていた方が良いと判断してdの様子を見ていた。その後他の従業員も様子を見に来て、感電するとあとがこわいからといって、医者へ行くことを勧めたので、午前一時五〇分頃病院へ行くこになった。

そこでiは、他の従業員にdを守衛所まで連れて来るように指示し、同人は一足 先に守衛所へ行つて、戸田橋中央病院に電話で救急車の手配をした(戸田橋の消防 署には救急車はなかつた。)。しかしいくら待つても救急車が来ないので、再度電 話すると共に、タクシーの手配もして、どちらか早く来た方で病院へ行くこととし たところ、タクシーが来たので、午前二時二五分頃従業員一人に付添わせて、dを 戸田橋中央病院へ連れて行つた。dはかなり元気であつたが、病院では精密検査を したあと、安静加療のため入院させた(なおdは同月三一日退院したが、その間、 容態が悪化したことをうかがわせる事情はない。)。

その後iは、従業員の要求で、事件の経過を説明したところ、事故が発生してから病院へ連れていくまでに約一時間の間隔があるが、これは人命軽視だとの非難が出て、これに対してiは夜勤の明ける午前四時過ぎまで説明をした。そして、当日の夜勤者はそれ以上のことはしないで帰宅した。

(二) 同日午前八時に出勤した申請人 a は、他の従業員から e 壜詰主任が全員を集めて、昨夜電気事故があつたこと、 d は元気であること、今後電気関係の事故が起きた場合には一切工務係の方へ連絡して職場の人は手を出さないようにとの話があつたが、事故の内容の詳しい話はなかつたこと及び e が、職場の代表が見舞に行つてくれと言つていたことなどを聞き、早退届を出して病院へ見舞に行き、 d から二〇分位事故の内容及びその後の経過を聞き、工場へ帰つて申請人 b に会つて経過報告をした。

一方時間、 一方にという。 一方には、 一方にという。 一方にという。 一方にという。 一方にという。 一方にという。 一方にという。 一方にといる。 一方にという。 一方には、 一ののののには、 一のののには、 一ののには、 一のには、 一

cが、「iも職場へ行つて説明した方が良い。いますぐ連れて行くから先に行つていてくれ。」というので、申請人aは、「そのことについて解決しないと、そんな 危険なところでは仕事ができない。」と言い残して職場に引返して待つた。ところ が、cとyらが来ただけで、肝心のiは、fが途中まで行つて、eをとりまいて か、cとりらか不にたけて、肝心の「は、「別を下よて」って、ことでする。 「事故の責任をどうしてくれるんだ。」「労働強化をするから怪我が起るんだ。」 「人殺し。」などということを、激しい口調で抗議している組合員らの様子を見て 引返し、職場に来ようとする i に、今行つても話はできそうもないからと言つて引 きとめたため、同人は現場には来なかつた。そのため申請人 a らは c らに、 i が来 ないのは約束違反だとして抗議すると共に、ロ々に、「人殺しの責任はどうしてくれるんだ。」「お前の様な馬鹿がいるから、我々は安心して仕事が出来ないん だ。」「会社は命と仕事とどつちが大事だ。」などと言つた。これに対して職制側は、iのとつた処置に手落ちはないことを説明した後、「とにかく職場へ帰りなさ い。ルールを通して話合おう。」と言つたが、何らの効果もなかつた。 (三) 一方、申請人 b は、午前一一時頃組合本部書記長へ電話で事件の経過を報 告したうえ、「今回の事件は人命にかかわる問題であるにも拘らず、工場側は何ら 反省の色なく、この様な状態では危険で作業はできないので、午後から早退届を出 して抗議する。」と連絡した。これに対して本部書記長は「早退届を出して抗議す るという方法は妥当でない。」と答えた。

その後申請人りは、前記申請人aらの抗議に加わり、前同様の問答をくり

(四) その後申請人 b は、削記申請人 a らの抗議に加わり、削同様の問答をくり返したが、一二時五分前頃申請人 b は、「このような工場で作業はできない。午後全員早退だ。」と言つて、抗議を終つた。
(五) 申請人 b は、午後一二時五分頃、工場食堂で食事中の二〇〇名位の従業員に向つて、携帯マイクで、事故が発生したこと、i が病院へも連れて行かずに二時間も放つておいたこと、こんな危険な職場では安心して働けないから、午後から早退届を出して帰ろう、早退届は代議員に提出するようにする、との趣旨の話をした。

支部では当時日韓条約粉砕、アメリカのベトナム侵略戦争反対運動の一環とし て、毎日昼休みには守衛所前に集合して社内のデモ行進などを行つていたため、右 同日の昼休みにも組合員が集まつたので、その席上申請人aは、「dは食事もとらずにふるえているのに、会社は毛布も持つていかずに放つている。iはdが倒れて いるのをそのまま放置して機械をまわせと指示し、人命無視、生産第一主義の態度 をとつた。dは昨夜から食事もとれない容態であつた。」という趣旨の報告をし、 また病院へ行つてくると言つて出かけた。また、申請人bは、食堂で述べたことを 敷衍して述べたうえ、「早退することは組合本部にも連絡済みだから心配するな。 早退届を出さない者は春闘の落伍者と看做す。」と挨拶した。

(六) 右 b の呼びかけに基き、代議員によって一七九名の早退届が集められ、午後一時一〇分頃 f 係長に届けられたが、これは受領を拒否された。又、右集会終了後職場の危険箇所を摘発しようという問題が出され、組合員は職場に帰って危険箇 所を調査した後、就業をしないで食堂へ集合し、危険箇所の討議をしている最中の 午後一時二〇分頃申請人aがdの内妻を連れて食堂に現われ、簡単な経過報告と共 に、その紹介をした。

工場長室の横で二〇名位が交替で約二時間位にわたつてシュ その後、組合員は、 プレツヒコールをするなどして気勢をあげた。そして、右抗議行動は午後九時半頃まで継続したが同日の夜勤者はこれに加わらなかつた。

右職場放棄により、同日午後一時以降午後七時ないし同九時半頃までの間、工場 の作業は、f係長ら約九〇名によつて曲りなりにも行われた受乳、五合、パイゲ ン、冷凍機、ボイラー、電気、用水、事務、酪農等のほかは全く停止した。 午後四時頃には組合本部から副委員長、書記長等数名の役員が来て食堂に おける集会にも顔を出した後、工場側と支部との間で、本部役員をも加えた拡大工場協議会が開かれ、その席上、支部側は、①今回の災害に対して工場側は謝罪すること、②労働安全対策上、現在危険な箇所が相当あるので、期限付で修理すること、③今回の災害に対してとつた行動については、労使双方責任を追及しないこと、支部のとつた午後一時からの抗議行動についても責任を問わないこと、④災害 を受けた d に対しては労災で適用されるもののほか、工場側で充分に補償をするこ とを要求し、これに対して工場側は、①作業中に起きた事故に遺憾の意を表するこ とは吝かではない、②災害防止の意味から工場側も修理は行う、③あのような感電 事故があつたとはいえ、支部のとつた行動は正常でない、遺憾であると思うが、ど のように処分するかは工場側に権限がないので、この場では言えない、49回だけ

特別な扱いというわけにはいかないが、工場としてできるだけのことはしたいと答えた。なお、組合本部から出席した役員らは拡大工場協議会に臨むにあたり、次の二点を確認していた。①支部が主張した四点については、これを支持して会社側に当る。②ただし、約二〇〇名の組合員が一時から職場を離れ抗議行動をとつたことについて、方法としては妥当を欠き、到底支持できない。組織内部の統制上の問題として許せない。

(八) ところで本件スイツチボツクスはその蓋の表側に各機械のスタート及びストツプボタンが設けられ、その内部に各回路毎に電磁開閉器が備えつけられ、右各ボタンはいずれもゴムのキヤツプで覆われている。戸田橋工場では、壜詰機が倒壜などの原因で止まることが時々あるが、その場合には、その原因を除去したうえ、スイツチボツクスのスタートボタンを押すだけで機械が作動する場合と、スイツチボツクスの中にある電磁開閉器のサーマルリレーが働いているために、スイツチボックスの蓋を開けて、リセツトボタンを押したうえでスタートボタンを押さなければ機械が作動しない場合とがあり、本件は後者に属する場合であつた。

では機械が作動しない場合とがあり、本件は後者に属する場合であった。 昭和四〇年六月一日に会社が制定し、同年九月掲示及び配布することによって従業員に周知した「安全基準」(組合は同年八月一九日制定については特に意見はないとの意見を付している。)四条一四号には「機械装置等に異常を感じた場合自分の処置できる範囲の事は当然実施するが、全然不明か一寸でも疑問があれば直ちに上司の指示を受ける。」との規定があるが、電磁開閉器のサーマルリレーが働いた場合には、スイツチボツクスの蓋を開けてリセツトボタンを手で押して作動させるというのが通常であった。この際、作業員の手は仕事の性質上絶えず塩素水で消毒というのが通常であった。この際、作業員の手は仕事の性質上絶えず塩素水で消毒をしていたため、湿っているのが常態であった。しかし、未だかって本件のような感電事故が起きたことはない。

工場壜詰作業場の床は常時濡れており、また水蒸気も多かつたが、水蒸気が充満しているというほどでもなく、防湿装置もあり、本件スイツチボツクスが同所に設置するのに安全上不適格なものであつたとはいえない。なお工場では、従業員に対して一般的な安全教育を施して来たが、電磁開閉器のサーマルリレーが働いた場合の処理の仕方について具体的な指導をしたことはなく、従業員は右安全基準が定められているにも拘らず、先輩達のやり方を見て、右のような取扱い方をしてきたものであるが、本件事故後の同年四月半頃、会社は装置を全面的に改善し、スイツチボックスを一ケ所に集め、電気知識のある和歌楽句は、

(九) なお、支部は、単一組合たる明治乳業労働組合の下部機構であり、従来、 戸田橋工場に特有な問題については工場協議会という形で工場側と折衝して処理し てきたが、組合本部とは独立に会社側と団体交渉をし、労働協約を締結する能力は ない。

三、証人 e の証言により真正に成立したものと認める疎乙第七号証の一、二、同第八号証の八、同 i の証言により真正に成立したものと認める同第七号証の四、弁論の全趣旨により真正に成立したものと認める同第七号証の二、三及び五ないし八、同第八号証の二ないし七及び九ないし一一によれば、被申請人主張の申請人らに関する解雇理由中の各B事実が認められ、右認定に反する疎明はない。

四、成立に争いのない疎乙第一号証の一(従業員就業規則)には次のような定めが ある。

五九条 従業員が下記の各号の一に当るときは懲戒する。

- 1 会社の諸規定或は労働協約に違反したとき。
- 2 故意又は過失により会社に損害を及ぼしたとき。
- 6 勤務怠慢、素行不良又は会社の風紀秩序を紊したとき。
- 16 他の従業員の業務を妨害したとき。
- 17 その他前各号に準ずる程度の行為のあつたとき。
- 七条 従業員は職制によって定められた上職者の指示に従つて職場の秩序を保持し、上職者は所属従業員の人格を尊重し互に協力してその職務を果さなければらない。
- 九条 従業員は特に下記の事項を守らなければならない。
- 4 みだりに職場を離れたり職場を放棄しないこと。
- 一四条 会社内で業務外の集合又は掲示、ビラの配布等を行うときは予め会社の許可を受け所定の場所で行わなければならない。
- 六〇条 懲戒を分けて下記のとおりとする。但し、二つ以上を併科することがある。
- 1 戒告 口頭を以て訓戒する。

- 始末書を提出させ文書を以て訓戒する。
- 一回に付平均賃金一日分の半額、総額に於て一ケ月給与支払額の一〇分 減給 の一以内を減ずる。
- 出勤停止 七日以内出勤を停止しその間の給与を支払わない。
- 会社に損害を及ぼしたときこれを原状に回復させるか又は必要な費用の 全部又は一部を負担させる。
- 懲戒解雇 予告なしに解雇する。
- その他必要な処分
- 、当裁判所の判断
- ー、以上の認定に基いて、本件各懲戒解雇の当否について判断する。 1 先ず昭和四一年一月二九日の件(第一、二、3)について考える。

この件は、その発端が組合員すの過失による感電事故にあり、支部側が会社側 、事故に対する事後処理の不当さ及び工場における設備の危険性を主張して、こ れらに対して抗議することを目的として行つたものであることは前認定の事実によって明らかである。そこで会社側の事後処理の当否について考えてみるに、i主任が事故発生に気づいてからdを病院へ連れていくことにするまでの間、約三〇分間 経過しているが、この間の処理について「に責められるべき点はない。けだし、「 はこの間dの容態を観察し、あるいはdに尋ねたりして、同人の顔色が悪く 同人が寒さを訴えていたが、直ちに医者に診せなければならないほど悪い状態では なく、むしろ暫く安静にしておいた方が良いと判断したものであり、結果的にみて もその判断が誤つていたとはいえず、その間、iはdの看護ばかりでなく、機械の様子もみたりしているが、これも他の従業員に看護を代わつてもらうとか、dに大丈夫であることを確めて一寸席をはずして他の従業員に作業を指示するというよう に、夜勤の責任者である i としては当然なすべきことを、dへの配慮を怠ることなくして行つたものであり、これをもつて人命軽視、生産第一主義の行為ということはできず、その後、病院へ連れていくことを決めてから自動車に乗せるまでに約三 ○分経過しているが、これもiとしてはできるだけの手を尽したものであつて、 の責任を云々されるべきいわればないからである。そうすると、事後処理の仕方についての抗議に関する限り、会社側には申請人らの抗議に値するような不当な点はないものというべきである。

申請人aはdから直接に、同bは申請人aを介して事件の真相(dが申請人aに 虚偽の事実を告げたとも思われない。)を聞いていたはずであり、これをことさら に誇張し、会社側の説明を聞こうともせず、執拗に抗議したことは、穏当を欠くも のといわなければならない。しかし反面、事故後一時間余り医者に診せられなかつ たということは、その理由の如何を問わず、事故直後の同じ労働者の立場からみれば、許し難い行為であると考えるのも一応尤もなことであつて、これを理由とする抗議を、それに誇張があつたとしても、単に言いがかりにすぎないとまで言い切ってしまうことはできず、その方法において正当である限り、なお正当性を有するものというべきである。

次に、工場設備の安全性の問題について考えるに、本件スイツチボツクスの形 態、その従前の取扱い及び従業員に対する教育は前認定のとおりであり、スイツチ ボツクス自体は工場に設置するものとして、安全上不適格なものであるとはいえな いが未だ改善の余地のあるもの(現に会社も本件後はこれを改善し、電気知識のない者にはスイツチボックスを開けさせない措置をこうじている。)であり、またその取扱い方の教育についても必ずしも充分であつたものとはいえない。元来、職場において生命にかかわる労働災害が発生することは重大なことであって、労働者悪 これに対して、仮に労働者に過失があつても災害の発生しないような労働環境を要 求するのはむしろ当然のことというべきである。そうすると、本件事故はdの過失 によるものであるとはいえ、会社側にもなお安全管理上改善すべき点がある以上、 労働者が会社側の責任を追及し、右改善を求めてこれに抗議することは、その方法 が正当である限り、何ら責められるべきことではない。 そこで次に方法の正当性について考える。

先ず、同日午前中に行われた抗議(第一、二 3(二)および(四))について みるに、この一連の経過からみると、申請人らは口では会社側の説明を求めるといいながら、真摯に会社側の説明を聞く態度に欠け、ただ抗議をすることにのみ終始 しており、このことが反映したためか、会社側職制の方にも組合員に説明しに行く のを躊躇している様子が看取でき、そのためますます組合員の興奮をあおりたてる 結果となつている。このような支部側の態度は決して望ましいことではなく、労働

災害が発生し、それが場合によつては生命をも失いかねない性質のものである場合には、説明を聞くというよりもむしろ抗議のみを目的とした行動も許され、それが口頭の抗議に止まる限り、会社側もある程度までこれを受忍しなければならないものというべきであるけれども、本件申請人らの前記認定の抗議行動は、いかにも行きすぎであつて、違法であるというべきである。

件の維持向上を目的とするものといえるからである。
② 本件において、そのストライキは、組合の機関による決定を経たものではなく、また組合員全員にはかられたものでもない(夜勤者にははかられていない。)が、支部長及び書記長の指導のもとに、多数の支部組合員の参加を得て行われたものであるから、支部の一部の組合員が行つた行動であるとは言え、単なる私的な職場放棄ではなく、一応は、支部のストライキとして評価できる。

以上の違法行為は、従業員就業規則九条四号、五九条一号、一六号に該当する。 2 次に昭和四一年一月二六日の件(第一、二、2)について考えるに、支部の組合事務所の使用方法は明らかに会社との契約条件に違反しており、利益供与である組合事務所の貸与について、会社側がこれに条件をつけることも、それが著しく不合理なものでない以上有効であると解すべきところ、本件における条件は著しく不合理なものとはいえないから、有効であるといわなければならない。そうとすれば、この条件に違反した使用に対して、c課長から委任されたらがこれに注意を与えたことも尤もなことであつて、これに対して就業中の同人に抗議するのは、全くのいいがかりというほかはない。らがノツクをしないで組合事務所に入つたのは妥 当ではなかつたが、申請人bの行動が行きすぎであることに変りはない。従つて就業中のhに対して不当な抗議をして同人の作業を妨害した申請人bの右行為は、従業員就業規則五九条一六号に該当するものであるというべきである。 3 結語

以上のとおり、申請人らの行為は違法であり、且つ、従業員就業規則の定める懲戒事由に該当するが、同規則六〇条は懲戒処分として、戒告、譴責、出勤停止、賠償、懲戒解雇及びその他必要な処分の七種を定めているものなるところ、かように数個の懲戒処分が段階的に規定されている場合に、そのいずれを選択するかは懲戒権者たる使用者の完全な自由裁量に委ねられているのではなく、懲戒原因となる行為の動機、態様その他諸般の事情を考慮し、懲戒事由と懲戒処分との間に社会観念上相当と認められる均衡の存在することを必要とし、使用者がその裁量を誤り、均を失する処分をしたときは、懲戒権の濫用として無効であると解するのを相される。)。

次に、申請人aは、前述のとおり申請人bと意を通じ、職場放棄、ストライキの指導に参画したものであるが、その行動は、申請人bの行動を側面から援助する態のものであり、また申請人bのような強引さもうかがえないので、前述した動機をも併わせ考えれば、同日午前の行為及びその他の事情(第一、三)を考慮しても、なお申請人aを懲戒解雇に処するのは、重きに失するものというべく、同人に対する本件解雇は、懲戒権の濫用として無効である。

ところで、申請人aは、賃金を唯一の生活の資とする労働者であり、本件解雇によりその収入の途を奪われたのであるから、他に特段の事情についての疎明のない本件では、保全の必要性もまた存するものというべきである。

結局、申請人aの申請はいずれも理由があるのでこれを認容し、同bの申請はいずれも理由がないのでこれを棄却し、訴訟費用につき民事訴訟法八九条、九二条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 西山要 吉永順作 瀬戸正義)